

公正証書遺言の勧め

NPO法人 不動産の承継を成功させる会

相続前対策委員会 委員長
司法書士・行政書士 石川 欽一

遺言とは

あなたがこれまで築いてきた
財産を残された者に引き継ぐ
あなたの**意思表示**。

遺言の最も重要な目的
遺言者自らが自分の財産の
帰属を決めて、残された
者が遺産を巡って争う
ことがないようにすること。

尚、第2部で「遺言の落とし穴」の話。

遺言には大きく2つの方法

1. 自筆証書遺言

2. 公正証書遺言

自筆証書遺言 **メリット**

- ①費用がかからない。
- ②自分1人で**好きな時に**作ることができる。

自筆証書遺言デメリット

- ① 法的、形式的に不備が生じ無効になる危険
- ② 遺言書を発見した者による隠匿、廃棄、偽造、変造

自筆証書遺言デメリット

- ③ 隠し過ぎたため、紛失や発見できない恐れ
- ④ 家庭裁判所での検認手続き

公正証書遺言 **メリット**

- ① **内容面で不備なし**
- ② **偽造、変造、紛失なし**
- ③ **検認の必要なし**

公正証書遺言 **メリット**

- ④ 自書できない人も **OK**
- ⑤ 口のきけない人、
耳の聞こえない人も **OK**
- ⑥ 自宅や病院又は施設
でも作成 **OK**

公正証書遺言 **デメリット**

- ① 公証役場への手数料
- ② 専門家への報酬

比較表

	自筆証書 遺言	公正証書 遺言
内容の妥当性 (不備のなさ)	×	○
安全性	×	○
検認費用	必要	不要
費用	ほぼ不要	ある程度必要

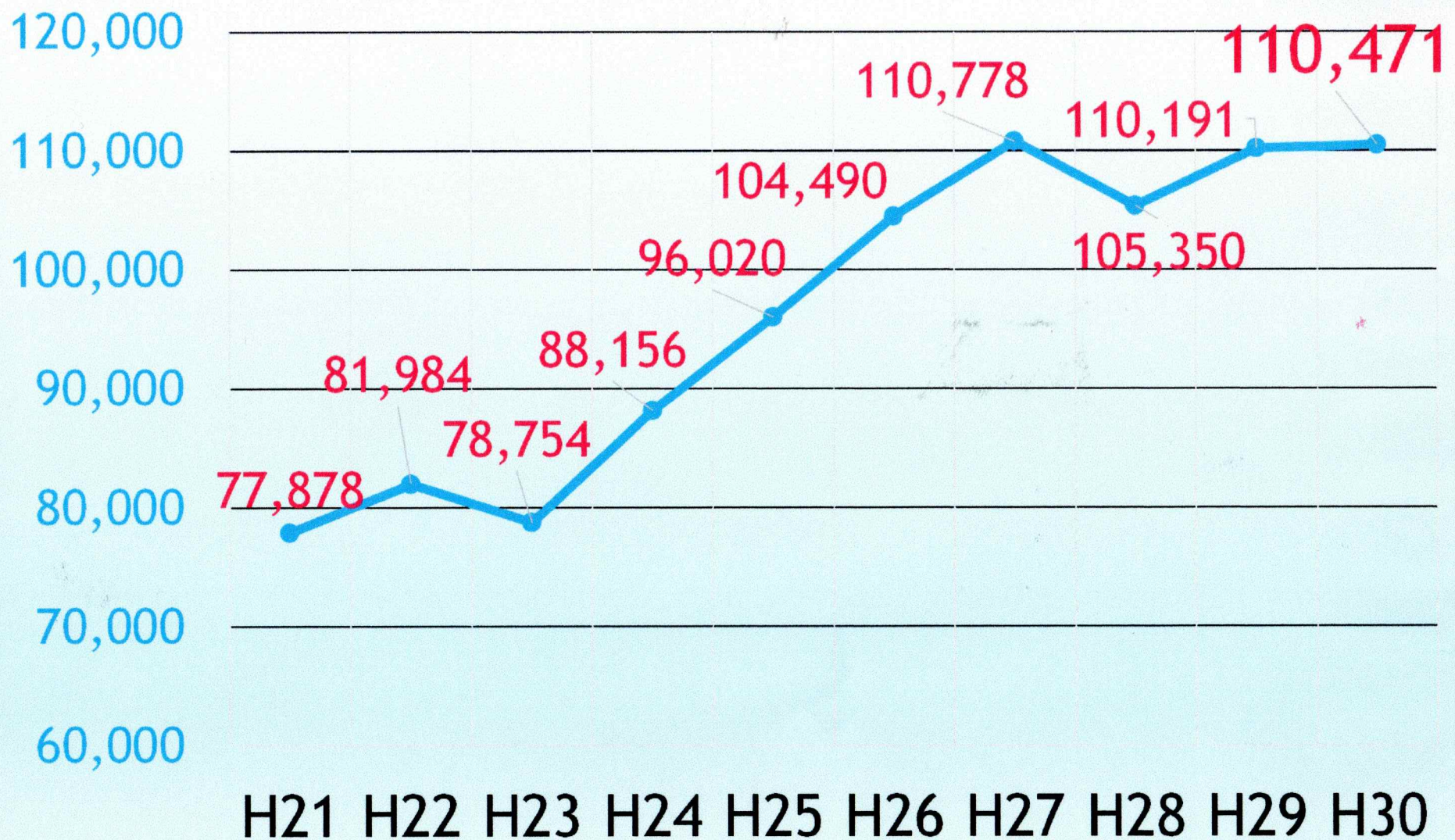
公正証書遺言の作成方法

- ①遺言者が公証人に内容を口頭で告げる
- ②筆記して遺言者と2人以上の証人に確認してもらう
- ③遺言者と証人が署名・押印

公正証書遺言の作成方法

- ④ 公証人が署名・押印
- ⑤ 原本は公証役場に保管
- ⑥ 正本と謄本が遺言者に

公正証書遺言の作成件数



残された相続人が争う
ことなく、あなたの財産を
スムーズに**承継**できるよう
公正証書による**遺言**を
お勧めします。